

会社計算規則第136条に関する事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品………最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

工具器具備品………定率法を採用しております。

一括償却資産………3年間の均等償却を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント契約負債

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 237,545千円

以上